

市役所からの

**お知らせ**

お問い合わせ先

洲本市財務部税務課  
南あわじ市市民福祉部税務課  
淡路市総務部税務課

☎0799-22-3321(代)  
☎0799-43-5213(直)  
☎0799-64-2505(直)

## 個人住民税の特別徴収制度について



兵庫県と県内すべての市町は、  
平成30年度から  
**個人住民税の特別徴収**  
を徹底しました。

**従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主による特別徴収（給与天引き）が義務づけられています！**

原則すべての事業主の皆様を  
特別徴収義務者として指定します。

指定の対象  
(事業所)



所得税の源泉徴収義務の  
ある給与等の支払者

ただし、次の方は普通徴収（従業員が自分で納付）の対象となります。

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
- b 給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
- d 他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）

※従業員の方が常時10人未満の事業主の場合、申請により年12回の納期を年2回とする制度があります。詳しい手続きは各市へお問い合わせください。